

取扱区分：公開

令和5年第12回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年11月24日（金）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和5年第12回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第12回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和5年11月24日（金） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和5年11月24日（金） 午後5時00分
- 3 出席委員（12人） ※番号は議席番号 ※欠員（1人）
2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫 5番 常見 淳
6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子
10番 吉岡 政広 11番 山口 実 13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（1人）
12番 齋藤 博司
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）塚本 精一 （蓮田）増田 雅暢
（黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
- 6 欠席推進委員（1人）
（蓮田）原田 順一
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告 4 農地法第18条の合意解約申請について
報告 5 蓮田市環境学習館建設工事に伴う事業計画書の受理について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）、農政課職員（2人）
事務局長 中里 幸雄

事務局 野村 知代
事務局 田嶋 諒大
農政課 岩崎 輝之
農政課 折原 尚輝

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第12回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和5年10月25日に開催いたしました令和5年第11回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと思います。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

なお、●●●●副会長におかれましては、本日欠席されていますので、後日、事務局にて署名をいただきますので、ご了承願います。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠員1名、その他、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中12名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

先月の審議案件は、すべて所有者が中間管理機構である農林公社に貸し付けるものであり、特に問題はないものと考え、各担当地区の委員の方からの説明は、割愛させていただきましたが、今回は、すべて個人間での利用権設定となりますので、各委員からの説明をお願いしたいと存じます。

それでは、議案第1号、新規設定の番号1と番号2につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日、担当委員が欠席ですので、事務局から説明いたします。

番号1は、渡人の方で相続が発生したということで、今回、新規としてあがっておりますが、以前より●●●●さんが借りていた土地です。備考欄の方に相続人のお名前を記載させていただいております。

番号2についても同じような内容になります。こちらについては、●●●●さんに所有者が変わりましたので、それに伴った新規設定となります。

(議長)

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか

意見・異議なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1と番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号1と番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人の住所が●●になっておりますが、元々は●●●●に住まれており、●●、●●地区等で約●町●反ほど耕作しておりますので、特に問題はないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号4から番号10につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

番号4から番号10について、この場所は新規となっておりますが、相続によって土地所有者が変わったということで、新規となっております。

問題はないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号4から番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号4から番号10につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。

(議 長)

次に議案第1号、新規設定の番号11につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人の●●●●さんにはお目にかかれなかったもので、先日、受人の●●●●さんと、これまで受人であった●●地区の●●●●さん、それぞれにお話を伺いました。

●●さんは、議案書2ページ、番号15（再設定）に、受人として記載されている方です。●●さんは、これまでの間、渡人の●●さんから今回の対象地を借りて耕作してきましたが、契約の終期を迎えるに当たり返すことになり、次の借り手として対象地の近くで耕作している●●さんに意向を聞いたところ、快諾されたとのことでした。

●●さんは、まだ●●代前半であり、●●地内の圃場で●町近くの水稲栽培を行っています。今回の利用権設定に当たり、期間と賃借料は、●●さんと相談の上決めたとのことでした。

現在の対象地は、既に受人の●●さんにより良好に耕運され管理されています

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号11につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号11につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号12につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人のお宅へ伺い話を聞いてみましたが、この場所を借り受けたいという方は、渡人の妹さんの息子さんの知り合いの方のようです。シイタケを栽培したいということで、利用権をお願いしたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらについては、受人の●●●●で借りるということですが、対象地にビニールハウスを3～4棟建てて、その中でシイタケを栽培すると伺っております。

営農計画が提出されており、作付けの時期については通年行うということです。作業に従事する方は3名いらっしゃるということですが、生産物については、路上販売や飲食店、スーパー、インターネット等で販売されるということです。

遠方にはなるのですが、ハウスの中の温度や湿度を管理できるような設備を導入して管理されるという話を伺っております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ござい

ますか。

(委 員)

ビニールハウスを建ててシイタケを栽培されるということですが、貸し借りの期間が1年というのは、そういうものなののでしょうか。

(事務局)

詳しくは存じ上げず申し訳ないのですが、菌床栽培を行うということで、1年を通して温度や湿度を管理して通年収穫するというお話を伺っております。

期間については、基本的には土地所有者さんとの間で決められているため、問題はないと思いますが、1年ごとに更新するような契約にされるものと考えております。

ただ、利用権設定が令和7年以降はできなくなってしまうので、令和7年以降については中間管理を通した方法で契約されると思われ、そうすると最低6年という形になります。

(委 員)

来年以降、方法が変わるため、今は1年という期間にしなければならないということでしょうか。

(事務局)

そういう決まりはないのですが、事務局としても、基本的に初めての貸し借りの場合、短い期間でやっていただいた方が、お互いトラブル等の心配がないとご案内しております。

ただ、設備は作っておりますので、1年で返すことは考えにくいです。令和7年以降については、利用権設定という方法では借りられなくなってしまうため、問題なければ、長期の契約になると思われます。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

シイタケ栽培ですが、だいたいどのくらいの費用がかかるか分かりますか。

(事務局)

ハウスやその他の設備でおよそ●●●●円を見込んでいるというお話を聞いております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号12につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号12につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号13から番号58につきましては、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

先ほどの●●●●さんの新規設定の番号12について、対象地の地番が一つだけ非常に飛んで見つからなかったのですが、この周辺にあるのですか。

(事務局)

全部の筆はまとまった所にあるのですが、おそらく見つからなかった所は面積が17㎡で小さいため、もしかすると見つらなくなってしまったのかもしれませんが。

(委 員)

その場所はないのですか。

(事務局)

地図が手元にないため説明できず申し訳ないのですが、合計4筆で面積等は間違えておりません。地番の数字が離れておりますが、全て隣接しております。よろしくお願いいたします。

(議 長)

ただ今の件について、他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員、●●委員に関する案件がございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第1号、再設定の番号13から番号58につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、再設定の番号13から番号58につきまして、承認することといた

します。

●●委員、●●委員は、入室をお願いいたします。

続きまして、議案書１０ページ、議案第２号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第２号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） — 議案第２号、議案書朗読 —

（議 長）

次に議案第２号、番号１と番号２につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委 員）

— 所在地についての説明 —

受人にお話しを伺いました。番号１、２の渡人はご高齢で耕作できなくなり、買い取ってほしいということでの申請となりました。

現地は、きれいに整地され管理されておりました。息子さんの方も６０日手伝いをしておりますし、十分にやっているとしますので、問題ないと考えます。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

補足説明資料の１ページをご覧ください。

番号１、２をまとめて説明いたします。

全部効率利用要件については、１１月９日に確認をしております。所有地の一部に、以前他に貸されていた場所があり、入り口に門が残っておりますが、現在は返却されて、問題ないと考えております。

農作業常時従事要件については、ご本人３００日以上、奥様２００日以上、息子さんが６０日以上ということで、年間１５０日以上を確認しております。

地域との調和要件について、現況 田、取得後も田として利用するということです。

（議 長）

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委 員）

売買価格はどれくらいでしょうか。

(事務局)

売買価格については、全て●●●●円というお話を伺っております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1と番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1と番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日20日に、渡人の●●●●さん宅を訪問しました。●●●●さんは在宅でしたが、ご子息であり受人の●●さんは会社勤務のため不在でした。

●●さんごお話しを伺いました。●●さんは、●●さんの後継者としての農業に対する気力に期待し、農地を生前贈与したいとのことでした。●●さんもやる気十分のことです。

まず●●-●番地は、水田として利用されており、今年は作付されていませんが、良好に耕運されています。

次に●●●番地は、3年前くらいまでは隣接する●●●番地と一体的に梨畑として利用されてきましたが、既に梨の木は伐根されて、普通畑として大豆、里芋などが栽培されてきました。

なお、●●●番地(●●●●㎡)は、昨年9月26日の総会で、同様に3条許可申請に係る所有権移転(贈与)の案件として審議され許可されました。

●●さんは、梨の栽培は止めましたが、●●さんと葡萄を●反ほど栽培しております。●●さんは会社勤務ですが、休みの時などを利用しご両親と一緒に農作業に従事しておられます。

●●さんは、●●さんの相続に備えて相続税の負担を軽減するために生前贈与をしたいので、今回の第3条許可申請を行ったとのこと。生前贈与が行われると、被相続人の相続財産が減るため相続人の相続税は軽減されますが、一方では相続人になり得る受贈者には贈与税が課税されます。このため、生前贈与を行うことにより、相続時の相続人の節税効果を考えるのことに思います。

また、贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税の二つがありますが、どちらの

方式を選択したのか、立ち入った事は聴き取りしませんでした。贈与者（●●さん）の年齢、受贈者（●●さん）の年齢からすると、相続時精算課税の対象者に該当すると思われます。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

補足説明資料の３ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、１１月６日に耕作されていることを確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が２００日以上、お父様３００日以上、お母様３００日以上ということで、年間１５０日以上従事されています。

地域との調和要件ですが、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

（議 長）

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、番号３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号の番号３につきましては、承認することといたします。

（議 長）

次に議案書１１ページ、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第３号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） ― 議案第３号、議案書朗読 ―

（議 長）

初めに議案第３号、番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委 員）

― 所在地についての説明 ―

●●●●がありますが、私の記憶だと２０年程度老朽化により交通止めになっているよう

です。●●●の方で橋の掛け替えをするということで、申請のとおり、作業用地として借り上げることです。

工事の期間については、3月31日までと聞いておりますので、次の耕作には差し支えないと考えております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の1、2ページをご覧ください。

農業振興地域内で適合証明を添付いただいております。

申請地は大字●●地内、●●●●の西約900m、●●●●の隣に位置します。

農地性としては、農用地（農用地域内にある農地）です。

転用目的は、工事作業敷地（一時転用）で、●●●公共事業●●●修繕工事のための作業敷地として利用します。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

11月6日に現地確認済みです。

図面の右下にあるように、2筆ですが、道を挟んで一部の使用ということになります。

(委 員)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

●●●●は幅を広げず、現況のままで修理するのでしょうか。かなり狭いと思います。

(事務局)

あくまでも転用農地の図面はあるのですが、道を広げる等の説明は受けておりませんので、こちらでは把握しておりません。

(委 員)

橋を直しても、自転車が通るのはよいかもしれませんが、トラクター等は無理かもしれません。

(委 員)

●●の役場から手紙をもらいましたが、そのような構造的なものは一切入っておりませんでした。確かに今の橋は、幅が1mくらいで気になっていたのですが、こちらからそこまで言えないため、詳細は把握しておりません。

(委 員)

以前、土木関係にいたのですが、道路整備として橋をやる場合、一級河川の●●●があるため、幅を広げるには県の許可が必要となります。

よって、●●●を計画通りの幅に広げて道路を作るということだと大丈夫ですが、今の河川の幅のままで橋をかける場合、橋の幅を広げるためには許可が必要です。

橋の改修が出ているのは、●●の耕作者が●●●の方に依頼したためで、耕作者くらいは通れるのかもしれませんが。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

図面の赤い部分が借用地ということになるのでしょうか。公共工事ということですか。

(事務局)

赤い線で囲っている部分が該当地です。赤く塗りつぶしている所が転用箇所になります。

●●から●●●さんが業務を委託されています。使用貸借で、賃貸借の申請ではありません。

よって、使用料は発生しないものだと考えます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

― 所在地についての説明 ―

先日、申請者にお話を伺ったところ、受人とは会えなかったため、渡人のお父様にお話を伺いました。この場所は、令和4年7月に農振除外を申請した場所で、娘さん夫婦は現在、市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子どもたちが成長して手狭となってきたため、自己用住宅の建築を検討しておりましたが条件に合った場所が見つからず、自分の所有して

いる土地を使ったらどうかということで、今回の申請に至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

【訂正】補足説明資料の 3 ページ「申請地の概要」

(誤) ●●● (●●) の南西約 2 7 0 0 m → (正) ●●● (●●) の南西約 2 7 0 m

補足説明資料の 3、4 ページをご覧ください。

農業振興地域内で除外証明を添付いただいております。

申請地、申請理由については委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透枳を設置敷地内処理、汚水・雑排水は公共下水道です。

11月6日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

議案書の右端に「施設の概要」とございます。先ほどの番号 1 とも関連するのですが、例えば、番号 1 だと使用貸借、番号 2 だと所有権が記載されるべきなのですが、印刷される際は表示されないということなののでしょうか。

(事務局)

議案書 12 ページには所有権と入っており、11 ページには入っておりません。番号 1、2 と番号 3 以降については、権利の枠が違ってくるため、ここで分かれてしまいます。

つまり、番号 3～5 が所有権、番号 1、2 が所有権でないものという分かれ方です。後から追記することはできますので、番号 1、2 については使用貸借という言葉を加えさせていただきました。

(委 員)

そうすると、番号 1、2 については表示されないということですか。

(事務局)

表示されないというより、どちらかを表記するということになっていました。また、今回は一時転用ということで文字数が多いため、表示されにくいのですが、選択することはで

きます。

(委 員)

できれば入れていただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 2 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号、番号 2 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 1 2 ページ、議案第 3 号、番号 3 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

22 日に渡人の奥様にお話しを伺いました。受人は渡人の長男で、現在●●歳で●●●に住んでおりますが、子どもが幼稚園に入る時期となり、手狭となったため土地を探しており、家族に相談してこの土地に決めたとのことでした。

対象地はきれいにしており、事前着工もございません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 5 ページをご覧ください。

農業振興地域内で除外証明を添付されています。

申請地は大字●●地内、●●●●の北東約 80 m、●●●●の南約 250 m の場所に位置します。

農地性は第 2 種農地で、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることを見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10

h a 未満の農地です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透枳を設置敷地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後、東側道路側溝へ接続排水します。

11月6日に現地確認しております。

補足説明資料6ページの図で、緑色の枠の所が宅地で、そこと一体の利用ということになります。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

議案書を見ると、●●●―●は●●m²、●●●―●は●●m²、足すと●●●m²です。補足説明資料の申請地は赤い部分で、宅地というのはご実家の宅地という意味でしょうか。

(委員)

宅地の部分がありますが、現在、ご両親が住まれているご自宅のすぐ前の庭というか、その一部に入ります。

(委員)

では、その庭の部分の前に家を建てるということですか。

(委員)

またがって建てることになります。

(委員)

赤色と緑色の両方使った土地に家を建てるということですね。

(委員)

はい。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号4につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

ご本人には会えなかったのですが、受人は大工やリフォームなどの請負営業をしているそうです。現地は防草シートが貼ってあり、一部にミカンの木か何かを植えてありました。事前着工等はありませんでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の7、8ページをご覧ください。

農業振興地域内で除外証明を添付いただいております。

申請地は大字●●地内、●●●●の北東約310m、●●●●の南東約230mの場所に位置します。

農地性は第1種農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。

補足説明資料8ページの●●●●－●の青い枠の宅地兼資材置場・駐車場の敷地拡張ということで、申請があがっております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

11月6日現地確認しました。

農地の転用の不許可の例外として、「特別の立地条件を必要とする事業」「既存施設の拡張」に該当して、申請を受けています。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号5につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

― 所在地についての説明 ―

譲受人と譲渡人の双方から電話で様子を聞きました。

譲受人の●●●●●代表取締役の●●●さんは、シイタケ栽培のビニールハウスとそのため
の太陽光発電施設を設置したいということです。

譲受人の●●●さんは、申請地下の●●●という土地に、●●●●●が太陽光を設置する
ということで、譲り渡しています。昨年12月から1月に、2回保留になった案件です。今回
も、●●●●●から太陽光を設置するという話が出たため、売買をすることにしたというこ
とです。

現地を確認しましたところ、●●●は以前、●●●●●の自動車が停まっていたのですが、
現在はきれいに整地されています。ただ、北側部分に5mくらい砂利が敷いてあり、車も置
いてあったりし、畑としてはまだ不適切だという感じでした。

以上が背景になりますが、少し私から売買の問題点を指摘したいと思います。実は先月も
●●●●●という会社から、冷蔵庫が置いてある●●●の土地を農機具置き場にしたいとい
うことで、売買の承認をされました。

ところが、●●●●●というのは、●●●●●と会社名は違うのですが、代表者が全く同
じです。●●●●●からは、以前、●●●―●に農業用倉庫を建てたいという農地転用の申
請が出て、一度保留などになった後認められていますが、事実上、この場所は事務所として
使われています。私が電話をしたときも、●●●●●の連絡先を聞いて電話をしたのですが、
相手方は●●●●●と答えています。

従って、●●●●●と●●●●●は同じの会社と見ざるを得ないのですが、●●●●●が
以前、農業委員会で承認された●●●には、いまだに太陽光を設置していません。自動車置
場と資材置場にしています。

それから、●●●●●の農業用倉庫の使い方にもやや疑問がありますし、●●●―●の地
目は田なのですが、昔から駐車場に使い、現在もコンクリートが敷いてあります。

まとめますと、会社の名前は違うのですが事実上同じ会社であり、土地の利用の仕方も、
太陽光発電施設設置と言いながら設置されていない状況であったり、農地転用許可を受けず
に駐車場として使っているという不適切な利用がみられます。

行政の方で●●●●●、●●●●●の●●●さんを指導し、是正がはかられてから、●●●
の土地の売買について審議をしたらどうかと考えます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 9、10 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地です。

申請地は、大字●●地内、●●●●の東約 100 m、●●●交差点の南約 150 m の場所に位置します。

農地性は第 2 種農地で、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることを見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10 ha 未満の農地です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はありません。

11 月 6 日に現地確認しました。

10 ページの●●●ー●、緑の東側の方、●●●の一部を通路として一体利用ということで、申請いただきました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

通路として一体利用というのは、この土地の許可とどのような関係があるのでしょうか。

(事務局)

10 ページの赤い部分●●●が今回の申請地の農地です。そこを利用するにあたって、接道がないため、細い●●●の一部と●●●ー●を使わないと申請地を活用できないということで、一体として使うという意味の一体利用です。こちらは農地ではありません。

(委 員)

●●●●●は、他の土地が通路として使えないから、形式上緑色の土地をあげていますが、実際現場を見に行くと、●●●ー●(田)を駐車場として使っており、ここから出入りしています。現場を見れば一目瞭然です。この土地の利用そのものが不適切になります。このような所を是正しないといけないのではないかと考えます。

(議 長)

他に何かございますか。

(事務局)

委員さんからお話が出ましたように、実質的には●●●●●と●●●●●が同じではないかと思われるところがございます。特に、●●沿いに面している●●●ー●は、車の出入りに使われているように見受けられます。代理人さんに改めて確認しましたところ、その土地

は●●●●●が使っているということで、今回の申請者である●●●●●は使っていないということでした。我々も委員さんがおっしゃるとおり、会社名が違い、法人格としては別物にはなりますが、実態としては同じではないかと思っているところはあるのですが、改めて代理人さんに確認しましても、別法人でそれぞれ使っている、という内容で受けております。

よって、今回の●●●●●については、違反がないと見ざるを得ないと思っております。●●●●●については、農地に車などの物が多く置いています。事実上、これ以上置ききれない状態なのだと思います。●●土手の方に資材置場兼駐車場として転用をかけたい旨の書類あがっておりますが、太陽光発電の方がまだなされていない状態、また、●●沿いの方の場所に車等の出入りがみられ農地以外として使われているということで、●●●●●の方は違反があると考えております。代理人さんが土地を使っているのは●●●●●だと言われたため、●●●●●の申請案件は認められず保留にし、議題にかけておりません。

(委 員)

事務局長のお話はよくわかるのですが、普段、●●●●●と●●●●●の取締役が違っていればともかく、同じ●●さんです。

よって、●●●●●では不正問題が大きいため、なかなか許可が下りにくい、代わりに●●●●●という別法人であれば許可が下りるだろうといった、かなり形式的な法逃れをしているのではないかという疑いも濃厚であるわけです。

実際に、●●●の土地にビニールハウスを建てて使おうとする工事の車は、緑色部分からは入りません。●●●●●が不正使用している●●●ー●の道を通ることが確実です。

そういったことが予め分かっている段階で、会社の組織が違うから別の判断をせざるを得ないというのは、●●●●●の問題点を隠して、●●●●●で許可を取ろうという道に、行政が乗ってしまうということになり、いかがかと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

確認なのですが、●●●の一部と●●●ー●という緑色の部分は、以前に太陽光の設置ということであがっておりますが、現在は駐車場や資材置場として利用され、まだ太陽光は設置されていないという状況だということですが、緑色の部分の所有者は、●●●●●、●●●●●、どちらになるのでしょうか。

(委 員)

●●●●●が購入した土地です。

(委 員)

●●●●●が持っているということであれば●●●●●の土地を借りて●●●●●が使う

とことになります。その辺の考え方はどうなのでしょう。

(事務局)

土地を見に行ったときに、●●●にはどこから入るのかということになり、緑色の部分を出入りに使用する申請をいただいている形です。緑色の部分を使わない場合、●●●の上の農転がかかっている●●●―●を借りて入るということも考えられます。黒っぽい事務所の建物が北側にあったと思いますが、あの建物のすぐ脇の南側の部分と●●●がだいたいの地続きになっています。そちらからの出入りもできます。緑色の部分はダメだということになれば、他の所を使うこととなります。

●●●の一部についても太陽光を作るということで、現地に架台部分が2、3基できているように見えていましたが、全体の太陽光施設建設が進んでいないのが実態だと存じます。建設を進めるようにという話もしております。色々な問題が山積しています。

●●●●●という会社は登記上、●●●に本社があるようです。農地所有適格法人として農業が過半数以上を占めている会社のようにです。

よって、●●●●●は農業法人としてある程度やっているのかと思います。

一方、●●●●●に関しては、今までの総会でも度々問題があり、すんなり通っておりませんので、懸念すべきところだと認識をしております。

私共としては、法人として考えた際は別法人となり、やむを得ないものと判断をさせていただいております。

(委員)

白黒つけることは難しく、グレーに近いと思います。片方の会社は片方へ出資して、親会社と子会社の関係なのか、あるいは極めて会社経営に関して同一性が強いということが立証できれば、却下ということもあるのですが、明らかに却下するような所が見当たらないと思います。

そうすると、仮に却下した場合、後々の農業委員会としての対応が難しくなると思います。そこまで考えた上での判断をすべきだと考えます。

確かに別会社ですから、●●●●●の問題を前提として、●●●●●の取り扱いを判断、判定することは難しいと思います。現状では苦渋の判断になるかと思いますが、●●●●●が●●●において農業法人として認定を受けているのであれば、やむを得ない結論を出すのは仕方がないと考えます。

(委員)

確かに会社は別法人なのですが、●●●さんは全く同一人物です。実際に連絡すると、●●●で連絡が取れます。明らかに、●●●―●の土地を数年駐車場として使っており、農地法の違反行為をしています。その人物が別法人の代表取締役として出てきて、違反行為をしている会社とは違うから別に考えましょうというのは、明らかにおかしいと思います。不正行為をしていなければともかく、目に見える形で不正行為を行っている人物が、別会社を立てて申請をし、別に考えましょうというようになると、●●●―●の不正利用は少なくとも私が農業委員をはじめてからずっと同じ状態ですので、それを市が認めてしまうことになるので

はないでしょうか。私はそれを避けるべきだと考えます。

私は却下ではなく、ここを是正することが先決だという保留処分が適当ではないかと考えます。ここが是正されてからはじめて、●●●●について審議するということです。

●●●●だけ許可が取れば、不正の●●●●－●●●はそのままだと使われるでしょうし、車を入れてまた駐車場に使うなど、さらに不正が続く恐れがありますので、ここを是正することが農業委員会としても先決ではないかと考えます。

(委員)

農地転用に違反があった場合、違反の責任というのは、法人だけなのでしょうか。法人を代表する代表取締役も負えるのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。そこまで踏み込んで調べておりません。

(委員)

委員さんがおっしゃるように、●●●●●●は、許可申請で得た施設概要と全く違うもので使っており、確におかしいということはよく分かり、●●●●●●であれ●●●●●●であれ、このような状況になってしまうであろうというのは想像がつきます。

しかし、許可申請が出たものに対して不許可を出すというのは、あくまでもそのものの申請行為と現状をみて判断しなければならないものであり、想像の段階で不許可にすることは困難だと思います。モヤモヤした気持ちはよく分かるのですが、別物として考えざるを得ないのが、申請に対する対応だと思います。

(委員)

●●委員さんの話を聞いたところ、太陽光発電の申請をして許可が出た所は、いまだに何もしていない。また、隣の地番ではキノコ栽培が余分についてきましたが、太陽光発電施設として出てきました。太陽光発電に対して、本当にやる気があるのか。会社が違っても、両方で同じことをやっているのか、同じものを作っているとしたら、前に許可が出た所はどうするのか。

2つの会社の代表者が同一人物であれば、前の会社のやっていることは今の社長も知っているわけですね。別の会社を作って、キノコ栽培、太陽光発電施設に対して本当にやる気があるのか。そこから先に意見を聞きたいです。

(事務局)

太陽光の許可を出しているのは、今年の2月です。全くやっていないわけではありません。パネルを設置する台は2、3基作ってあります。何かやっているという意思表示はしております。

●●●●沿いで資材置場のための農転をしたいという申請が出ておりますが、今の許可案件が終わらないことには審議対象にはならないと事務局側で保留にしています。

(委 員)

●●●●についてですが、●●●社長は架台をいくつか作ったと言っています。

しかし現場を見れば、架台はほとんど見えずに、自動車と資材で満杯になっています。察するに、かつては●●●●に自動車を停めていましたから、そこをきれいにするために、自動車を●●●●に移したとしか考えられません。

(事務局)

実際に、私たちの方でも現場を何度も確認させていただいております。●●●●の方に架台を作っていることは確認しています。●●●●の方に、一時期車両やハウスを作るための資材などをたくさん置いてあったのも確認しております。それではダメだという話をしたため、今回の対象地●●●●から農転許可が下りている●●●●の方へ物移しているのだと思います。物があふれているため、他の場所に資材置場を作りたいという申請を持ってきている状態だと思います。

ちなみに、4年ほど前から、●●●に面している●●●●－●●●は、農転許可を取りたいということで、ずっと相談をされています。ただ、登記上の所有者がお亡くなりになっており、相続登記がされていません。相続人が分からない状態だということのようです。所有者が決められないがために、農転許可を取りたいけれど取れない状況です。何人かいる相続人の一人が分かっている、その人を代表として、その人から土地を借りているようです。相続人がはっきりと分からない状況では是正は難しいと思われます。

先ほど、委員さんからもお話が出ていましたが、私たちも前々からこの関係で県に相談をしている中で、あくまでも通常の貸借上、白か黒かはっきりしないことには、黒に近いグレーということでは黒とは言い切れないという指導を受けております。

そういうことで、黒に近いものだと思っていますが、黒と言い切れないところがあるということで、グレーの状態でやむを得ないというように捉えています。

(委 員)

確か、前回に案件があがった際に、倉庫があったと思います。倉庫が作物の保管庫ということでした。

(委 員)

前回あがった保管庫は●●●●－●●●で、元々、冷蔵庫用保管庫でした。地主さんが置いたのではなく、利用者が置いたとしか思えないのですが、そこをシイタケ栽培に使おうとして、●●●●●●●●が購入しました。

●●●●●●●●や●●●●●●●●が事務所として使っているのは●●●●－●●●で、かつて農業用倉庫を作るために別の地主さんから申請が出たものを事務所に使っています。

●●●●－●●●の農業用倉庫も、かつては事務所に使っていましたが、現在は、色々な機械耕具があります。2つの農業用倉庫を事務所に使っていて、現在では上の方の農業用倉庫を使っている状況です。

(議 長)

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

大変多くのご意見を出していただきました。他に何かございますか。

(委 員)

非常に黒に近いグレーです。確かに、農地法に触れるような顕著なものは今の所ありません。一農業委員として苦渋の決断です。どのように割り切るかだと思います。

(委 員)

●●●●●が違反していて、●●●●●は違反していないわけで、今回の申請に至りました。申請地に入る接道がないというお話で、農業委員会の中にも調査委員会というものがあると思いますので、今回は保留にして、現地調査をしていただいた方がよいと思います。

(議 長)

なかなか難しい問題であるのは間違いありません。

委員の皆様には、採決を取るか、保留にするか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

本案件について、採決を取った方がよいと思われる委員さんは挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

次に、本案件について、保留とした方がよいと思われる委員さんは挙手をお願いいたします。

総員挙手。

(議 長)

全員の方が、議案第3号、番号5につきましてについて、保留という形での賛成であります。

保留となりましたので、今後も事務局と相談をしながら、皆さまにもご相談させていただければと存じます。

(委 員)

●●で農地所有適格法人になっているということですが、できれば書面の写しなどを見せていただければと思います。

(議 長)

事務局の方でよろしくお願いいたします。

(委 員)

許可が下りたもので計画通りに実行されていない場合、農業委員会としては何か措置をするのですか。許可通りにやりなさいという指導だけで、指導してもやらなければ、そのままになってしまいます。また、許可が下りてから1年以内、2年以内など、実行に期間があるのでしょうか。

(事務局)

許可を得てから3か月後に進捗状況報告をしていただき、その後は、1年ごとに報告をしていただきます。完了したら完了届を出すことになっています。

しかし現実的には、全部をいただいているわけではありません。また、提出状況は把握しておりますが、提出のないものの完了状況は把握しておりません。

ただ、●●●●●●に許可を出している所に関しては、現地を見させていただいております。申請を受けるにあたり、許可を出している案件がどうなっているか、逐次確認をさせていただき、それらが終わらないと次の申請はできませんという話をさせていただいた中で、太陽光の架台をいくつか置いているという話を受け、現場を確認させていただいています。

すでに許可を出しているものを履行しないということは、信用がないということになります。

(委 員)

許可の取り消し等はないのですか。

(事務局)

許可の取り消しまでは行っておりません。数十年前に許可を出しているような場所もあるようなので、過去に出したところまでは把握できておりません。

(委 員)

少なくともリスト化くらいは今からでもした方がよいのではないのでしょうか。リストを作っておけば照合ができると思います。

(事務局)

今まで転用許可を出した場所で、登記簿の地目変更をしていない件がかなりあります。調べていく中で、うちの農地台帳では家が建っているのにも関わらず、地目変更を行わず、地目が農地のままという所が多くあります。

よって、それらを全部調べていくのにも時間がかかってしまいます。

(委員)

少なくとも、今年度の農業委員会からでもよいのですが、どこかから始めないとずっとそうなってしまいます。取り消しができないということは分かりますし、過去に遡ってできないのはその通りだと思いますが、少なくとも、この会議からでもよいので、許可を出した番地だけでもエクセルでリストにしておけば、いつかおかしいということが出てきた場合、役に立つと思います。

(事務局)

どこの地番に対していつ許可をしたというリストは持っています。ただ、それと現地を突合することをやっておりません。それ以前の台帳がありますが、開けて確認するということとはできておりません。今の体制では難しいです。

(委員)

許可を取ってさえしまえば何でもよいという形になっているのですか。

(事務局)

農転許可を取っただけでは登記地目を変えられません。許可が取れば所有権移転はできますが、現地で住宅等ができない限りは、地目の変更ができません。地目変更を行うには、一般的に完了届をいただいて、それを法務局に地目変更の書類の一つとして提出していただき、地目が変わります。または、法務局が現地を確認に行き、住宅ができていれば農地転用許可書と現地が終わっているということで、地目変更されます。許可が下りただけでは、所有権移転ができて、地目変更はできません。

(委員)

所有権は移転できてしまうので、仕方ないですね。

(事務局)

税金は、許可が下りた段階で、農地から非農地への課税に変わっています。
税務課が毎月、許可や届出のあった場所を確認に来ています。

(議長)

許可後、長く放置されている方の中には、畑に戻すということをなされる方もいます。

(事務局)

農地転用許可を取っていると非農地の税金がかかっていますので、農地に比べかなりの金額になります。払うのが大変になり、元の農地に戻してほしいという許可申請の取り消しという話もあります。

(議長)

次に進みます。

議案書 13 ページ 議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

本議案は、許可承認案件ではなく、「農用地区域からの除外」について農業委員会からの意見を付するものでございます。

事務局からの議案朗読前に、農政課から議案の趣旨及び農用地区域から除外を行うことができる判断基準等につきまして説明をお願いします。

(農政課)

本日の議題は、令和 5 年 7 月に申し出があった農用地区域からの除外 1 件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づき、農業委員会に意見をいただくため、審議をお願いするものです。

まず、配布資料について確認させていただきます。「令和 5 年 7 月申出分 農業振興地域整備計画の変更について」というものです。表紙をめくっていただき 1 枚目に、農用地区域からの除外の目的、2 枚目に除外の運用における基準、3 枚目に除外の 5 要件について記載されたものをお配りしております。4 枚目以降が、今回の対象案件の資料でございます。

農用地区域から除外をするには、基準や要件を満たした上で、なおかつ、関係法令に基づく許可等の見込みがあることが必要となります。本日は、農用地区域から除外をすることが適当であるか、農地転用許可の見込みがあるかについて、ご意見いただければと思います。

なお、本日の審議をもって、農用地区域から除外の可否が決まるわけではなく、法令に基づき、農業委員会、農業協同組合、該当する場合は土地改良区の意見をいただいた上で、県の機関である春日部農林振興センターと協議し、農用地区域から除外の可否が決定することとなります。以上、よろしく願いいたします。

(議長)

それでは、議案第 4 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 4 号、議案書朗読 —

(議長)

担当地区委員から説明をいただきました後、農政課からの補足説明を伺い、農業委員会事務局として何か意見があるか否か説明を受け、農業委員会としての意見をお諮りしたいと存じます。

それでは議案第4号、番号1につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

― 所在地についての説明 ―

土地所有者にお話を伺いました。●●●●●代表取締役の●●●●●さんは、実の息子さんと、息子さんの会社が住宅の敷地内を駐車場にしておりますが、台数が増えてしまい置ききれなくなってしまったため、農地を駐車場に広げたいということで申請に至ったとのことでした。

(議長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

委員さんのご説明のとおり、●●●の●●●●●という会社になります。この会社は、注文住宅事業や、リフォーム事業、不動産仲介事業を行っている会社になります。業務量の増加ということで、既存敷地のままでは業務継続が困難となっていたため、駐車場や資材置き場として使うためのスペースを拡張する申出となります。

申出時点の図面では、対象地は砂利敷きにするのか、舗装するのか決まっていなかったため、砂利敷きするのであれば申出図面のとおり、土留めの設定、アスファルト舗装をするのであれば市の雨水基準に基づき、隣接の農地へ雨水が流出しないよう対策を指示する状態です。

また、市で現地を確認したところ、一部に建築資材と思われるものが置いてありましたので、これについては是正を求めるものです。

事案全体としては添付資料のとおり、農用区域からの除外をするための基準、要件は概ね満たしていると考えております。また、農業協同組合からは、除外について、問題なしとの意見をいただいております。農業委員会として問題はないか、ご意見を伺えればと思います。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

除外申出の申請農地については、転用の際に具体的な根拠資料等で確認いたします。

本件は、資材置場及び駐車場の拡張で、追加拡張が必要な具体的な理由とその根拠資料、設置にかかる資料として、資材置場については、現在使用している置場の具体的な配置、配置計画、申請地の賃貸借計画等の写し、また、駐車場については、現在使用している駐車場の配置、車両の所有がわかる書類で確認いたします。

「土地利用計画図」については、根拠資料を添付していただきます。資材の種類や量、配置などの具体的な記載、また、駐車スペースは、車種・配置・寸法など、具体的な記載が必

要となります。

土地所有者と使用者の所有するすべての農地について、適正な管理をお願いしています。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、農政課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第4の番号1につきましては、先ほどの説明にもございましたが、本件は、敷地拡張となりますので、拡張が真に必要なやむを得ない理由とその根拠が必要となります。

そこで、以下の点につきまして資料等の提出を求めたいと存じます。

- ・敷地拡張が真に必要なやむを得ない理由書
- ・現在使用している敷地及び拡張後の敷地全体の利用配置について、具体的な使用区分ごとの寸法や数量等を記載した土地利用配置図
- ・現在の駐車場及び敷地拡張後の駐車場、それぞれの利用車両の所有者や車種の分かるものとして車検証の写しなど
- ・申請地を確実に使用できる見込みとして賃貸借契約書等があれば、その書類の写しなど

以上につきまして、意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、

- ・敷地拡張が真に必要なやむを得ない理由書
- ・現在使用している敷地及び拡張後の敷地全体の利用配置について、具体的な使用区分ごとの寸法や数量等を記載した土地利用配置図
- ・現在の駐車場及び敷地拡張後の駐車場、それぞれの利用車両の所有者や車種の分かるものとして車検証の写しなど
- ・申請地を確実に使用できる見込みとして賃貸借契約書等があれば、その書類の写しなど

これらの資料提出を求めます。

以上の意見を付けることといたします。農政課の職員は、これにて退席いたします。

それでは、議案書14ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告 1 から報告 5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告 1 から報告 5 につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委 員)

7 月の任期改選で、前は証明書のようなものがあったと思いますが、今回はないのですか。

(事務局)

証明書の発行が遅れてしまい、申し訳ございません。できる限り早く準備したいと思えます。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —